

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月10日（金）午後2時00分から午後2時35分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	10番	齊 藤 常 夫
会長職務代理	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	海老原 茂
委 員	2番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	飯 泉 秀 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	6番	前 島 守
委 員	7番	菊 地 典 夫
委 員	8番	羽 田 茂
委 員	9番	矢 口 剛

農業委員会事務局職員（2人）

事務局長補佐	浅野 博之
主 査	大久保慎太郎

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可について
議案第3号	農地法第3条の規定による賃借権設定の許可について
議案第4号	農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について
議案第5号	非農地証明発行可否について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）

議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第 5 条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について
- ④農地の競売参加についての買受適格証明に対する専決処分について

7. 会議の概要

1. 事務局（浅野補佐）

定刻となりました。ただいまから令和 3 年 9 月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

ここで皆様にお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の 2 番、会長挨拶、齊藤会長よりご挨拶いただきます。齊藤会長お願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

稲刈り時期の大変お忙しい中、9 月の定例総会にご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。今年は、天候不良が続いておりまして、稲刈りも遅れておりますが、皆様のところではいかがでしょうか。収量は平年並みとの発表がありましたが、当市の収量はまずまずと思います。ただ、米価は懸念されておりましたとおり、これまでに無い安値で取引されていますので、それぞれの家計収入の大幅な減収が懸念されます。また、収入保険が導入されて久しいですけれども、今年はその成果がどのようになるのか注視したいと思います。

さて、本日の総会は議案 8 件、報告事項 4 件となっております。

皆様方の御協力をいただき、スムーズに議事が運びますように、お願いしまして、簡単ですが挨拶といたします。よろしくようお願いいたします。

1. 事務局（浅野補佐）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員 10 名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしく申し上げます。

まず、議事日程の3番であります議事録署名委員の選出でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、7番、菊地委員、8番、羽田委員の2名にお願いしたいと思います。書記は、事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は8件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は営農型太陽光発電設備を設置するための賃貸借となっております。申請地は■■■■字■■■■番■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■■■■■■m²でございます。

許可日から3年間の一時転用となっております。

申請面積につきましては、営農型太陽光発電設備の支柱の面積の合計となっております。

営農型太陽光発電設備の設置につきましては、賃借権設定及び区分地上権の設定を行うための許可申請を受理しており、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権設定の許可について」及び議案第4号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」において審議させていただきます。

続きまして受付番号2番、申請理由は太陽光発電設備設置のための賃貸借となっております。申請地は、■■■字■■■番■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■㎡でございます。

事業計画につきましては、別紙「参考資料1」をご覧ください。

続きまして受付番号3番、申請理由は太陽光発電設備設置のための賃貸借となっております。申請地は、■■■字■■■番■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■㎡でございます。

事業計画につきましては、別紙「参考資料2」をご覧ください。

続きまして受付番号4番、申請理由は太陽光発電設備設置のための賃貸借となっております。申請地は、■■■字■■■番■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■㎡でございます。

事業計画につきましては、別紙「参考資料3」をご覧ください。

続きまして受付番号5番、申請理由は太陽光発電設備設置のための地上権設定となっております。申請地は、■■■字■■■番■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■㎡、■■■字■■■番■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■㎡、合計2筆、■■■㎡でございます。

事業計画につきましては、別紙「参考資料4」をご覧ください。

続きまして受付番号6番、申請理由は農家住宅進入路整備のための売買となっております。申請地は、■■■字■■■番■■■、地目は登記、畑、現況、宅地、面積は■■■㎡、■■■字■■■番■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■㎡、合計2筆、■■■㎡でございます。

続きまして受付番号7番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、■■■字■■■番■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■㎡でございます。

続きまして受付番号8番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、■■■字■■■番■■■、地目は登記、畑、現況、雑種地、面積は■■■㎡でございます。

1. 議長（齊藤会長）

事務局説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思っております。まず、伊奈地区につきましては、2番、萱橋委員より報告をお願いします。

1. 萱橋委員

9月3日、午前9時00分より行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、中山職務代理者、菊地委員、私、事務局より浅野局長補佐、大久保主査の5名で書類審査、現地調査の確認を行いましたので報告します。

受付番号1番、地図は4ページになります。申請内容は営農型太陽光発電設備を建設するための許可日から3年間の一時転用申請です。場所の詳細は4ページの地図をご覧ください。

申請地は■■■■集落にある■■■■より下側奥に入ったところとなります。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある1種農地と判断いたします。

資金計画については、自己資金で賄い、関係他法令との調整もされております。営農型太陽光発電設備のための一時的な利用であり、その必要性が認められることから、当申請は許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして受付番号2番から5番につきましては、申請地が隣接しているため、一括して報告いたします。申請内容は各申請地に太陽光発電設備49.5キロワットを設置する計画です。事業計画につきましては別紙の参考資料をご覧ください。場所の詳細は5ページの地図をご覧ください。申請地は■■■■の南側となります。農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない10ha未満の区域内にあり、2種農地と判断いたします。資金計画は2番から4番は融資資金、5番は自己資金で賄い、経済産業省および東京電力、その他関係法令との調整もされており建設のための許可要件を満たしていると考えられます。

最後に受付番号6番、申請内容は申請者の長男が同一敷地内に自己住宅を建築することになり、使用している進入路を提供するとのことです。申請者は不足した進入路を整備するため隣接する農地を取得する計画です。場所の詳細は6ページの地図をご覧ください。申請地は■■■■より■■■■方面へ500メートルほど向かったところです。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。資金計画や関係法令との調整も行っており、本申請は許可要件を満たしていると考えられます。

以上報告しまして、各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。続いて、谷和原地区につきまして、3番、飯泉委員よりお願いします。

1. 飯泉委員

はい、報告させていただきます。受付番号7番、8番になりますが、9月3日午後1時30分より、メンバーは、齊藤会長、海老原委員、矢口委員、私、事務局より大久保主査の5名で行いました。

受付番号7番、地図は7ページになります。現地は■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■の東側の場所になります。

申請地の農地区分は、申請地からおおむね300メートル以内に■■■■■■■■■■の改札口があることから、3種農地と判断いたしました。

申請者は、申請地1筆、327㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画につきましては、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号8番、地図は8ページになります。現地は■■■■地区の県道の■■■■■■■■■■線の■■■■■■■■■■と旧道とに挟まれた■■■■■■■■■■というお寺がありますが、そのお寺の東側に位置しております。

申請地の農地区分につきましては、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない現地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたしました。

申請者は、申請地1筆、■■■■■■■■■■㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画につきましては、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号5番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号6番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号7番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号8番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。
事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第4条の規定による許可申請は2件となっております。9ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は墓地及び進入路整備のためとなっております。申請地は、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも畑、面積は、**■**m²、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも畑、面積は**■**m²、合計2筆、**■**m²でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は農家住宅進入路整備のためとなっております。

申請地は、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも畑、面積は**■**m²でございます。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず、伊奈地区につきまして、7番、菊地委員よりお願いします。

1. 菊地委員

9月3日、午前9時00分より行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で萱橋委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は10ページになります。申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者は、一級河川**■**河川改修工事に伴い、個人墓地の移転が必要になったため、申請地2筆、**■**m²を利用し、墓地及び進入路を整備する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、墓地及び進入路を整備するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。続いて、谷和原地区につきまして、9番、矢口委員よりお願いします。

1. 矢口委員

はい、9月3日午後1時30分より行った、書類審査と現地調査結果について報告いたします。議案第1号で飯泉委員から報告のあったメンバーと同じになります。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請地を自宅への進入路として利用しておりましたが、農地法の許可を得てなったことが判明したため、始末書を添付の上、申請するものです。

申請者は、申請地1筆、 m²を利用し、農家住宅への進入路を整備する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、農家住宅への進入路を整備するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

も差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりました。これより審議をいたします。議案第3号の受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、飯泉委員。

1. 飯泉委員

農業という形で許可要件を満たしていると思われますが、作る作物はそんなに機械を使わない作物ということで理解してよろしいか。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

サカキの木を全体に植える計画になっており、草刈り機等を使用する申請が上がってきております。

1. 議 長（齊藤会長）

よろしいですか。

1. 飯泉委員

はい、結構です。

1. 議 長（齊藤会長）

そのほかにございますか。ないようですので、採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第4号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第4号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可申請は1件となっております。14ページをご覧ください。

受付番号1番ですが、こちらも先程、議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受付番号1番で説明させていただきました案件になります。申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。7番、菊地委員より報告をお願いします。

1. 菊地委員

9月3日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先ほど報告したメンバーになります。

受付番号1番、地図は15ページになります。申請者は、営農型太陽光発電設備の設置のために、3年間の区分地上権を設定するものであるため、許可しても差し支えないと思われま。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりました。これより審議をいたします。議案第4号の受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第5号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第5号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は3件となっております。16ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記、畑、現況、宅地、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号3番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■、地目は登記、畑、現況、宅地、面積は■■■■㎡でございます。

1. 議長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず、伊奈地区につきまして、5番中山職務代理より報告をお願いします。

1. 中山職務代理

9月3日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、議案第1号で萱橋委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は17ページになります。

申請地は、■■■■公民館の南側になります。

受付番号1番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成7年5月以前から宅地として使用されておりました。

続きまして受付番号2番、地図は18ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXの南東になります

受付番号2番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成6年11月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、受付番号1番、2番につきましては、茨城県が発行している農地法関係 事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。続いて、谷和原地区につきまして、9番、矢口委員よりお願いします。

1. 矢口委員

はい、9月3日午後1時30分より行った、書類審査と現地調査結果について報告いたします。先程、飯泉委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号3番、地図は19ページになります。申請地はちょうどXXXXXXXXXXの集落の真ん中あたりです。受付番号3番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、昭和43年8月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、受付番号3番につきましては、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第5号の受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番について、ご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番について、ご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。
議案第5号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。
(全員挙手)

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第5号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

それでは議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」をご説明いたします。20ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が8筆で、14,341.30㎡、畑が79筆で、78,657.91㎡、合計87筆、92,999.21㎡です。貸し手が24人で、借り手が6人となります。

次に更新案件ですが、田が1筆で、3,660㎡です。貸し手が1人で、借り手が1人となります。

合計では、田が9筆で、18,001.30㎡、畑が79筆で、78,657.91㎡、合計88筆、96,659.21㎡です。貸し手が25人で、借り手が7人となります。

権利の設定開始は、令和3年9月10日、令和3年10月1日からとなります。
詳細につきましては、21ページから25ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。
議案第6号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。
(挙手あり)

1. 議長（齊藤会長）

はい、矢口委員。

1. 矢口委員

■■■■■はだいたい借りているようですが、わかる範囲で規模について伺いたい。

1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

もともと個人で借りていた方が会社を作ったということで、はじめばかりの申請になりますので、まだ10ヘクタール未満であるが、これから増やしていく形になるものと思われます。解約の資料を見ていただきたい。32ページの■■■■■さんという借り人が■■■■■にかわりますので、法人化により個人で借りていたものを、今後は法人に付け替えすることになります。

1. 議長（齊藤会長）

よろしいですか。

1. 矢口委員

はい、結構です。

1. 議 長（齊藤会長）

そのほかにございますか。ないようですので、採決いたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。以上審議の結果、議案第6号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を説明いたします。26ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が18筆で、48,264㎡、畑が1筆で、1,545㎡、合計19筆、49,809㎡です。貸し手が5人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和3年11月1日からとなります。

詳細につきましては、27ページの農用地利用権設定計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。説明は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。議案第7号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。議案第7号は全員賛成により原案のとおり決定することにいたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても28ページの農用地利用配分計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が18筆で、48, 264㎡、畑が1筆で、1, 545㎡、合計19筆、49, 809㎡です。貸し手が5人、借り手が5人となります。

権利の設定開始は、令和3年11月1日からとなります。

詳細につきましては、29ページの農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局説明が終わりましたので、これより審議してまいります。受付番号7番から15番は前島委員が議事参与となっております。したがってふたつに分けて真摯します。まず最初に1番から6番及び13番から19番を審議いたします。

質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。受付番号1番から6番、13番から19番について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により受付番号1番から6番、13番から19番は原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、7番から12番について審議いたします。前島委員の退席をお願いします。

（前島委員退席）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは審議いたします。7番から12番についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。受付番号7番から12番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により受付番号7番から12番は原案のとおり承認することに決定いたしました。

前島委員の復席をお願いします。

（前島委員復席）

1. 議 長（齊藤会長）

議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項4件について、一括して事務局より報告願います。

1. 事務局（浅野補佐）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処

分について」を報告いたします。議案書は30ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、小絹地区が1件となります。

申請理由は、共同住宅建築のための売買が1件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は31ページから36ページをご覧ください。

今回の合意解約は22件となります。解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが2件、法人化するためのものが15件、福岡地区工業団地の用地買収のためのものが3件、農地法第5条申請のためのものが1件、非農地証明申請のためのものが1件となります。

続きまして、報告事項③「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。議案書は37ページになります。

今回の移動届は1件となります。申請理由は、携帯電話用無線基地局設置のためのものが1件となっております。

続きまして、報告事項④「農地の競売参加についての買受適格証明に対する専決処分について」をご報告します。議案書は38ページになります。

今回の買受適格証明に対する専決処分は3件となります。申請理由は、宅地分譲のためのもとなっております。

報告は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

以上で全ての議題が終わりました。これをもって本総会を閉会といたします。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名捺印する。

令和3年9月10日

つくばみらい市農業委員会

議 長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩